

こどもの命と権利を守りましょう

問子育て支援課児童家庭係 ☎72-6666

11月は児童虐待防止推進月間です。全てのこどもたちには、大切に育てられ、命が守られる権利があります。

一方で、児童虐待に関する相談対応件数は、増加傾向にあります。地域の見守りや気づきが、こどもたちの安心な暮らしをつくれます。みんなで将来を担う大切なこどもたちを見守りましょう。

国の動き

こども基本法が施行されました(令和5年4月1日)

全てのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するために、こども基本法がつくられました。その中で私たちが果たすべき役割が示されています。

こどもの人権を守る

全てのこどもが一人の人間として大切にされることで、基本的人権が守られます。

弱い立場になりやすいこどもの権利と生活を私たちが守りましょう。

こどもにとって最も良いことを優先する

あらゆるこどもに寄り添い、意見を引き出し、尊重しましょう。そして、こどものこれからの暮らしや健やかな成長のために最も大切なことを優先して選んでいけるよう、一緒に考えましょう。

私たちの役割

こどもが社会に関われる環境をつくる

こどもに関係することを決めるとき、こどもが当事者の一人として意見を言えたり、社会のさまざまな機会に参加したりできる雰囲気と環境をつくりましょう。



こども基本法紹介動画
「こどもたちの幸せのために」



小郡市でも

こども家庭支援センターを設立しました(令和5年4月1日)



「こどもをまんやかに ～みんなで子育てを～」

あらゆるこどもと子育て世帯に対して、出産から子育てまで切れ目のない支援を行うために設立しました。

こども基本法の基本理念を踏まえ、当事者であるこどもたちや地域との関わりをとおして、子育てに関する取組のさらなる充実を図ります。



児童虐待かも？と思ったら



子育てや親子関係に悩んだら

親子のための相談LINE
(こども家庭庁)

